

公 告

八代河川国道事務所管内における災害時等応急対策に関する基本協定 (測量・設計部門、地質調査部門及び航空写真撮影部門)

次のとおり公告します。

令和4年1月28日

国土交通省九州地方整備局
八代河川国道事務所長 服部 洋佑

1. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、主に八代河川国道事務所が直轄管理を行う河川又は道路事業の管内において災害が発生した場合若しくは災害の発生が予測された場合に備え、あらかじめ特定の企業と協定を締結することにより、緊急時の測量・設計、調査、航空写真撮影等を迅速に実施するための体制を確立するものであり、もって地域の安全確保、早急な施設の保全・復旧及び被害の拡大防止に資することを目的とする。

(2) 協定対象区域

本協定の対象区域は、主に八代河川国道事務所が管理する河川又は道路事業の管内とする。

ただし、当事務所が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第二十七条の規定に基づき管理区間外の事務を行う場合には、その事務を行う範囲を対象区域とする。また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長または災害等支援本部長等から応援要請があった場合、その他八代河川国道事務所長が必要と判断した場合は、当該区域を対象区域とする場合がある。

(3) 協定期間

令和4年4月1日 ～ 令和5年3月31日

(4) 協定対象部門及び企業数

本協定の対象部門は、「測量・設計部門」、「地質調査部門」、「航空写真撮影部門」とし、対象企業数は、各々5社程度を予定している。

(5) 協定締結企業の選定方法

協定締結企業の選定は、応募のあった企業の中から以下の内容を総合的に判断して選定する。

- ① 2. に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- ② 業務実施体制及び業務実績等の経験・能力など災害時における履行の確実性。

(6) 協定締結後の業務等の請負契約

本協定締結後、災害等が発生した場合において当事務所が緊急的に業務を実施する必要があると判断した場合は、対象となる部門の協定締結企業に対して、必要となる業務等の実施を要請するものとし、あわせて両者は速やかに業務請負契約を締結するものとする。

ただし、本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、業務は行わない。

2. 応募資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、あるいは地質調査業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。なお、認定されていない者のした申請は、当該入申請を無効とする。
- (3) 九州地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止の措置を受けている期間中ではな

いこと。

- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 熊本県内に本店又は支店等営業所（一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載された本店又は支店等営業所の住所による。）を有していること。
- (7) 平成22年度以降令和元年度までに完了した業務において、熊本県内における国・県・機構等・市町村が発注した公共事業に関する、測量業務又は土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務の業務実績を3件以上、九州管内における国・県・機構等・市町村が発注した公共事業に関する航空写真撮影の業務実績を3件以上有すること。なお、業務実績は八代河川国道事務所発注の業務を優先的に評価する。
- (8) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、九州本土内に在勤であること。

【測量・設計部門】

以下のア)とイ)の資格を持つ技術者を保有すること。

ア) 技術士（総合技術監理部門、建設部門）、又はRCCM（河川・砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、土質及び基礎部門）を有する者が1名以上。

イ) 測量士1名以上、測量士補を含め総計が5名以上。

【地質調査部門】

以下の資格を持つ技術者を保有すること。

技術士（総合技術監理部門、建設部門、応用理学部門〔選択科目；地質〕）、又はRCCM（地質部門、河川、砂防及び海岸・海洋部門、道路部門、土質及び基礎部門）又は地質調査技士を有する者が1名以上。

【航空写真撮影部門】

以下の資格を持つ技術者を保有すること。

測量士1名以上

- (9) 緊急事態発生に伴う協力要請があった場合、当事務所への配置予定技術者が概ね1時間30分以内に到着できる体制を確保できること。

3. 基本協定に関する手続等

(1) 担当部局

〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2（電話 0965-32-4135）

国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所

担当：工務第一課長 及び 専門官（内線311、407）

(2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間： 公示日から令和4年2月14日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 交付場所： 〒866-0831 熊本県八代市萩原町1丁目708-2
国土交通省九州地方整備局 八代河川国道事務所 3階 工務第一課内
- ③ 交付方法： 八代河川国道事務所ホームページに掲載しています。

(3) 協定締結参加資格確認申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 公示日から令和4年2月14日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記4.（2）②に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。